

しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間）保存しなければならない。

一 療養通所介護計画

二 前条第二項の規定による検討の結果についての記録

三 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定療養通所介護事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（準用）

**第百三十一条** 第十条から第十三条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第四十一条まで、第百三条（第三項第二号を除く。）、第百四条及び第百八条から第百十一条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百八条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

**第六節 基準該当居宅サービスに関する基準**

（従業者の員数）

**第百三十二条** 基準該当通所介護の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間帯で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時

間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護及び基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

#### 四 機能訓練指導員 一以上

- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員及び介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項に規定する看護職員又は介護職員。次項において「介護職員等」という。）を常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。
- 5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

**第百三十三条** 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備及び備品等）

**第百三十四条** 基準該当通所介護事業所には、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務を行うための場所をそれぞれ設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

**第百三十五条** 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）、第五十六條、第九十九條及び第四節（第百三條第一項及び第百十三條を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十條」とあるのは「第百七條」と、同項、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第百三條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

## 第八章 通所リハビリテーション

### 第一節 基本方針

**第百三十六條** 指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準



**第百三十七条** 指定通所リハビリテーション事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士等又は看護師若しくは准看護師（以下この条において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
  - イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十以下の場合はその提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士等又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保され、利用者の数が十を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士等又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
  - ロ 専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等の数が、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
  - 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十以下の場合は提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士等又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保され、利用者の数が十を超える場合は提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士等又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。
  - 二 専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士等又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されていること。
- 3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。
- 4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十八条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第三節 設備に関する基準

**第百三十八条** 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションの提供にふさわしい専用の部屋等であつて三平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の床面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションの用に供する部分に限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションの提供に必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第四節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

**第百三十九条** 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、通所リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

**第百四十条** 通所リハビリテーション従業者の行う指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項の通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行うこと。

二 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明すること。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。この場合において、特に認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

（通所リハビリテーション計画の作成）

**第百四十一条** 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提

供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

（管理者等の責務）

**第百四十二条** 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項に規定する管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節（この条を除く。）の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

（運営規程）

**第百四十三条** 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、運営規程（次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）を定めおかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定通所リハビリテーションの利用定員

五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービス利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

**第百四十四条** 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。



2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

**第百四十五条** 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 通所リハビリテーション計画

二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定通所リハビリテーション事業者は、第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第百四十六条** 第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七条、第二十八条、第三十四条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第六十九条、第百三条及び第百八条から第百十条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百四十三条」と、同項、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第十四条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

**第九章 短期入所生活介護**

**第一節 基本方針**

**第百四十七条** 指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

**第二節 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第百四十八条** 指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指

定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けられることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百六十五条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつてその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けられる場合は、推定数とする。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一



人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

**第百四十九条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

(利用定員等)

**第百五十条** 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。ただし、第百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百七十一条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され、一体的に運営されている場合であつて、これらの利用定員の総数が二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十二条第一項から第三項までに規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

**第百五十一条** 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第

九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第六十八条において準用する第一百十条第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - ロ 第六十八条において準用する第一百十条第三項の必要な訓練については、第六十八条において準用する第一百十条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
  - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるほか、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室

- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面設備
- 七 医務室
- 八 静養室
- 九 面談室
- 十 介護職員室
- 十一 看護職員室
- 十二 調理室
- 十三 洗濯室又は洗濯場
- 十四 汚物処理室
- 十五 介護材料室

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第三項及び第七項第一号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

三 浴室 要介護者が入浴するために適したものとすること。

四 便所 要介護者が使用するために適したものとすること。

五 洗面設備 要介護者が使用するために適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。



- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
  - 四 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
  - 五 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百三十三条第一項から第七項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

##### (内容及び手続の説明及び同意)

**第百五十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百六十四条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第九条第二項の規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

##### (指定短期入所生活介護の開始及び終了)

**第百五十三条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居室において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前及び終了後において利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならない。

##### (利用料等の受領)

**第百五十四条** 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 滞在に要する費用
  - 三 当該利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 当該利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）
  - 六 理美容代
  - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

**第百五十五条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項の短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供の方法等について、理解しやすいように説明しなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

**第百五十六条** 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている

環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前及び終了後において当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

(介護)

**第百五十七条** 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

**第百五十八条** 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

**第百五十九条** 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)



**第六十条** 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

**第六十一条** 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

**第六十二条** 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

**第六十三条** 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行つている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

**第六十四条** 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員(第四百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)
- 四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

**第六十五条** 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第四百四十八条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えること